

四国中央市手話施策推進指針

第1 趣旨

手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現するものであり、日本語と同様の独自の語彙と文法体系を持つ言語である。

ろう者及び手話を使用する者（以下「ろう者等」という。）にとって、手話は思考し、意思疎通を図り、文化を創造してきた歴史がある。

しかし、長年にわたり手話は言語として社会的に認知されず、口話法が推進されるなど多くの制約があった。そのため、ろう者等は自由に手話を使用できる環境がなく、多くの不便や不安を感じながらの生活を余儀なくされてきた。

こうした中、平成18年に採択された「障害者の権利に関する条約」や平成23年に改正された「障害者基本法」により、手話は言語として位置付けられた。さらに、令和7年6月には「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行され、手話が意思疎通の手段であることが明記されるとともに、地方公共団体に手話施策の総合的な推進が義務付けられ、地域における共生社会の実現に向けたより一層の取り組みが求められている。

本市においては、これらを踏まえ、手話の普及及び啓発並びに手話を使用しやすい環境の整備に取り組むため、「四国中央市障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる愛ある社会を目指す条例」（以下「条例」という。）を令和8年3月27日に改正した。

本指針は、条例第9条に掲げる手話の施策の推進に対し、本市が総合的かつ計画的に実行に移すために必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この指針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)手話 手指の形・位置・動きや表情などの視覚的表現を用いた、独自の語彙と文法体系を持つ言語であり、日本語と同等に認められる言語。
- (2)ろう者 母語である手話を用いて日常生活及び社会生活を営む者。
- (3)手話を使用する者 手話を用いて日常生活及び社会生活を営み、手話を言語として使用する者。
- (4)手話通訳者等 四国中央市コミュニケーション支援事業実施規則に基づき登録を受けた手話通訳士、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員。

第3 施策の推進

手話の施策の推進に関して、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する施策

- (2) 手話による情報発信及び情報取得に関する施策
- (3) 手話を使用しやすい環境の整備に関する施策
- (4) 手話による意思疎通の支援に関する施策
- (5) 手話通訳者等の確保及び手話通訳環境の充実に係る施策
- (6) 手話を学ぶ機会の確保に関する施策
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める施策

第4 手話を学ぶ機会の確保等

四国中央市聴覚障害者協会（以下、「協会」という。）、ろう者等、手話通訳者等及び手話サークルその他関連団体と協力して、市民が身近な地域、学校及び職場等で手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

- 2 手話に関する研修を実施すること等により、市職員が手話を学ぶ機会の確保を図るものとする。

第5 学校教育における理解と関心の増進

学校教育において、手話に関する理解と関心を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

第6 手話を用いた情報発信

市政に関する情報を容易に得られるよう、手話による情報発信に努めるものとする。

第7 手話文化の保存、継承及び発展

手話文化及び手話による文学、歌、演劇、伝統芸能、演芸その他の文化的所産の保存、継承及び発展が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

- 2 前項の施策には、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションを通じて手話文化の保存、継承及び発展が図られるようにするための取組が含まれるものとする。

第8 手話通訳者等の養成及び処遇の確保等

手話通訳者等及びその指導者の確保並びに手話に関する技術の向上を図るものとする。

- 2 手話通訳者等の養成を図るため、継続的な研修等の機会を提供するものとする。
- 3 手話通訳者等の専門職としての社会的評価の向上及び適切な処遇の確保及び手話通訳者等の頸肩腕障害の予防等に必要な施策を講ずるものとする。

第9 手話通訳者等の派遣体制の整備

ろう者等が手話による意思疎通を図ることができる環境の整備を行うために、手話

通訳者等の派遣その他必要な措置を講ずるものとする。

第10 事業者への支援

事業者が、ろう者等の利用しやすいサービスを提供し、手話を使用する者が働きやすい環境を整備できるよう情報提供その他必要な支援を行うものとする。

第11 災害時の対応等

災害時において、ろう者等に対し、情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるものとする。

- 2 避難所を運営する関係者に対し、手話及びろう者等の理解啓発に努めるものとする。
- 3 避難所での手話通訳者の配置及び派遣等の支援体制について検討を行うものとする。

第12 関係団体との協働

協会、ろう者等、手話通訳者等及び手話サークルその他関連団体と連携し、地域の実情に応じた手話施策を推進するものとする。

第13 意見の聴取

この指針に定める施策の推進に当たっては、協会、ろう者等、手話通訳者等及び手話サークルその他関連団体と必要に応じて協議の場を設け、意見を聴くものとする。

第14 指針の見直し

社会情勢の変化、国及び県の施策動向、条例に基づく取組の実施状況及び当事者等の意見その他必要な事情を踏まえ、必要に応じてこの指針を見直すものとする。

第15 手話施策の実施状況の公表

この指針に基づく手話施策の実施状況は定期的に市ホームページにより公表するものとする。

第16 その他

この指針に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この指針は令和8年9月23日から施行する。